

## 定額自動送金サービス規定

### 第1条（送金の取り扱い）

1. 自動送金のお取り扱いにあたっては、あらかじめ指定を受けた〈はまぎん〉定額自動送金サービス新規依頼書および変更依頼書に記載の内容にもとづき送金日の営業開始時に指定預金口座から引き落としのうえ、受取人口座へ送金します。
2. 送金日の営業開始時に指定預金口座の残高が引き落とし金額に満たない場合は、窓口営業終了時まで再度指定預金口座の残高が引き落とし金額に満ちたことを確認のうえ送金日当日に引き落とし、受取人口座へ送金します。
3. 前記の指定預金口座からの引き落としについては当座勘定規定または、普通預金取引規定にかかわらず、小切手の振り出しまたは普通預金通帳・同払戻請求書の提出は受けず、当行所定の方法により処理します。なお、預金の引き落とし通知または振込金領収書等の発行は省略します。

### 第2条（送金日）

送金日が銀行休業日の場合は、翌営業日を送金日として処理します。なお指定送金月に該当する送金日がない場合は、その月の末日をもって送金日とします。

### 第3条（送金額）

送金額は原則として毎月一定金額とします。ただし、特定の月について異なった金額を指定することができます。この場合、指定月ならびに指定金額は毎年一定とします。

### 第4条（手数料）

1. 取扱手数料および振込手数料（以下「諸手数料」といいます）は、取り扱いの都度送金金額とは別に、手数料ごとに指定預金口座から引き落とし処理します。この場合、第1条第3項と同様に処理します。
2. 取扱手数料および振込手数料は金融情勢の変化等により変更することがあります。この場合変更後の取扱手数料および振込手数料は新料金を頂戴いたします。

### 第5条（送金不能時の処理）

1. 指定預金口座の残高が送金日の営業終了時において、送金額と諸手数料の合計額に満たない場合は通知せずに、その月の送金を取り止めます。
2. 送金をおこなった結果、受取人の口座がない等の理由により受取人の口座に入金できない場合は、その月の送金は取り止めたものとして指定預金口座へ送金額を返戻します。この場合、諸手数料については返戻しません。

### 第6条（送金の取り止め、変更）

送金を取り止める場合または送金指定項目を変更する場合は、ただちに預金店へ当行所定の方法により届け出てください。届け出前の送金については、当行はその責任を負いません。

### 第7条（障害時の免責）

やむを得ない事由による通信機器・回線の障害等によって送金が遅延することがあっても、当行はその責任を負いません。

### 第8条（解約）

1. この契約は、取扱期間の満了をもって終了します。
2. 指定預金口座が解約された場合は、この契約は自動的に解約されたものとして処理します。
3. 送金日に残高不足で送金不能となることが重なる場合や、送金をおこなった結果、受取人口座がない等の理由により送金不能となることが重なり当行が必要と認めた場合は、いつでもこの契約は解約できるものとします。
4. 前3項にもとづき当行で解約処理をおこなった場合、解約通知は省略します。

### 第9条（責任負担）

この取り扱いについてかりに紛議が生じても、当行の責任によるものを除き、当行はその責任を負いません。

### 第10条（規定の変更）

1. この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
2. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上